

水俣病被害者にかかわる医療給付費の国民健康保険負担分について
自治体に負担が生じないよう財源措置を求める意見書

不知火海沿岸には、水俣病総合対策医療手帳、及び水俣病被害者手帳を所持している住民が多数居住しています。しかし、水俣市を初め関係自治体では、水俣病関係の医療給付費に関する国民健康保険財政への財政措置が国や県から100%されていなく、市町村の保険財政の負担になっています。水俣市の場合、国と県の負担は80%にとどまっています。沿岸市町村でもおむね同じような状況と考えられます。

環境省・厚生労働省は、水俣病は第三者行為と認めています。そうであるならば国民健康保険財政から水俣病に関する医療費が給付されるのは制度的にはおかしいことです。また、各種水俣病手帳所持者の医療費の自己負担分を国・県が負担する制度は国が決めたものです。このような経過からも自治体の国民健康保険財政への負担分は、国と県において全額財政措置がされるべきです。

このことは、水俣・芦北の首長を初め、沿岸自治体からも同様の要望が出されています。

よって、下記について要望します。

記

- 1、水俣病にかかわる医療費の給付につき、自治体の国民健康保険財政に負担をかけるのではなく、国と県において十分な財政措置が取られるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日

水俣市議会

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書

私たちが日々生活するこの日本社会では、働くことをめぐる環境が大きく変化する中で、生活困窮者の増加や失業と貧困、排除と孤立が社会問題として大きく浮上し、また成果主義や効率優先の価値観が社会全体を覆う中で、働くことや生きることには希望を見出せない人々がふえ続けています。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開しています。この1つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の1つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないことや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。誰もが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることには困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

国においても社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日

水 俣 市 議 会